
墨田区障害福祉計画

後期【第2期】

(平成21年度から平成23年度)



平成21年(2009年)3月

墨 田 区

はじめに

国における障害者施策は、平成15年に支援費制度が導入され、同18年には、施設・事業の再編や障害者の就労支援の強化などを旨とする障害者自立支援法が施行されるなど、大きな転換点を迎えています。

墨田区においては、障害者施策の推進を図るための基本的指針を示すものとして、平成13年に「すみだノーマライゼーション推進プラン 21～第3期墨田区障害者行動計画」を策定（平成18年3月後期計画策定）し、グループホームの整備や交通バリアフリー基本構想の策定、障害者就労支援センターの開設等、障害者施策の着実な推進を図ってまいりました。

この墨田区障害福祉計画（後期・第2期）は、障害福祉サービスや地域生活支援事業などのサービスを安定かつ円滑に提供できる体制づくりを推進するために、障害者自立支援法に基づき策定されるものです。障害者行動計画や「区民の健康づくり総合計画」の部分計画と位置づけられており、障害をお持ちの方々を取り巻く環境の変化や高齢化、障害の重度化などに配慮し、福祉サービス確保のために、民間事業者等の関係の方々とも一層連携するとともに、施設整備について積極的に図ることとしております。

計画の策定にあたりましては、障害者団体、障害福祉サービス提供事業者、特別支援学校の代表者等を構成員とする自立支援協議会で協議するとともに、墨田区障害者施策推進協議会等と連携し、関係者等からのご意見やご要望を取り入れながら、とりまとめたものです。

今後は、この墨田区障害福祉計画の着実な推進により、人と人とのふれあいを大切にして、お互いにささえあう、やさしいまちづくりの実現のため、今後とも区民の皆様とともに努力をしてまいります。

平成21年3月

墨田区長 山崎 昇

目 次

I. 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画期間	1
3. 計画の性格と位置づけ	1
4. 計画の策定方法	2
5. 障害者自立支援法によるサービスの仕組み	3
(1) 新しい障害福祉サービスの体系	3
(2) 支給決定までの流れ	6
(3) 利用者負担の仕組み	6
II. 墨田区における障害者の推移	9
1. 墨田区の総人口の推移	9
2. 障害者の推移	10
3. 障害の種別の推移と高齢化	11
4. 福祉サービス利用状況	13
(1) 障害者自立支援法によるサービス利用状況	13
(2) 墨田区内の施設整備・利用状況等	14
III. 数値目標の設定	18
1. 施設入所者の地域生活への移行	18
2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行	19
3. 福祉施設利用者の一般就労移行等	19
(1) 福祉施設利用者の一般就労移行	19
(2) 就労移行支援事業利用者数	20
(3) 就労継続支援（A型）事業利用者数	20
IV. 指定障害福祉サービス等の必要量見込みと確保方策	21
1. 訪問系サービス	21
2. 日中活動系サービス	22
(1) 日中活動系サービス全体の見込み	22
(2) 生活介護	23
(3) 自立訓練（機能訓練）	24
(4) 自立訓練（生活訓練）	25
(5) 就労移行支援	26
(6) 就労継続支援（A型）	27

(7) 就労継続支援（B型）	28
(8) 療養介護	29
(9) 児童デイサービス	30
(10) 短期入所	31
3. 居住系サービス	32
(1) 共同生活援助・共同生活介護	32
(2) 施設入所支援	33
4. 相談支援	34
V. 地域生活支援事業等の実施	35
1. 相談支援事業	35
2. コミュニケーション支援事業	37
(1) コミュニケーション支援事業	37
(2) 手話通訳者養成研修事業	38
3. 日常生活用具給付等事業	39
4. 移動支援事業	40
5. 地域活動支援センター機能強化事業	42
6. その他の事業	43
VI. 障害福祉計画の実現に向けての墨田区の取り組み	45
資料1. 計画策定のための体制及び検討経過	48
1. 計画策定のための体制	48
2. 墨田区障害福祉計画作成経過	51
資料2. 用語（キーワード）の解説	53
資料3. 他の計画との関係	54
1. 「墨田区基本計画」との関係	54
2. 「すみだノーマライゼーション推進プラン21 墨田区障害者行動計画」との関係	55
3. 「区民の健康づくり総合計画」との関係	56

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

21世紀に入り、わが国の障害者施策は、区市町村が主体的に推進していく時代へと移行しています。平成15年4月には、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する支援費制度が開始され、障害者の地域生活と自立支援は大きく前進しました。また、平成18年4月からは、障害者の自立を推進するとともに、地域生活への移行や就労支援の強化に重点を置いた体系に再編するとともに、サービスの利用に見合った自己負担を導入する障害者自立支援法が施行されました。

この障害者自立支援法の中において、区の障害者福祉における役割を明確にするとともに、障害福祉サービスの安定かつ円滑な提供を図る体制づくりを推進するために、平成18年度を初年度とする「障害福祉計画」の策定が義務づけられています。（障害者自立支援法第88条）。このたびは、平成18年度から平成20年度までの前期（第1期）計画に引き続き、平成21年度から平成23年度までの後期（第2期）計画について策定します。

本区における障害者数は増加しておりますが、障害者の自立と社会参加を図っていくとともに、生涯にわたり住み慣れた「すみだ」に暮らし続けることができるために、サービスの提供基盤を整備するとともに、質の高いサービスを確保していくことが必要です。さらに、障害者のサービスの主体的選択をどのように支援していくかなど、区の障害福祉サービスをより良いものにしていくことが求められています。

このように、障害者を取り巻く環境の変化に加えて、障害者自立支援法に基づき、平成18年度から平成20年度までの前期（第1期）の障害者施策の実績を勘案しながら、後期（第2期）である平成21年度から平成23年度までの方向性を明確にするとともに、障害者福祉の一層の向上を図ることを目的として、墨田区障害福祉計画（後期・第2期）の策定を行います。

2 計画期間

本計画は、平成18年度から平成23年度までの6年間を計画期間としています。

前期（第1期）計画は平成18年度から平成20年度までの3年間、後期（第2期）計画は平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とします。

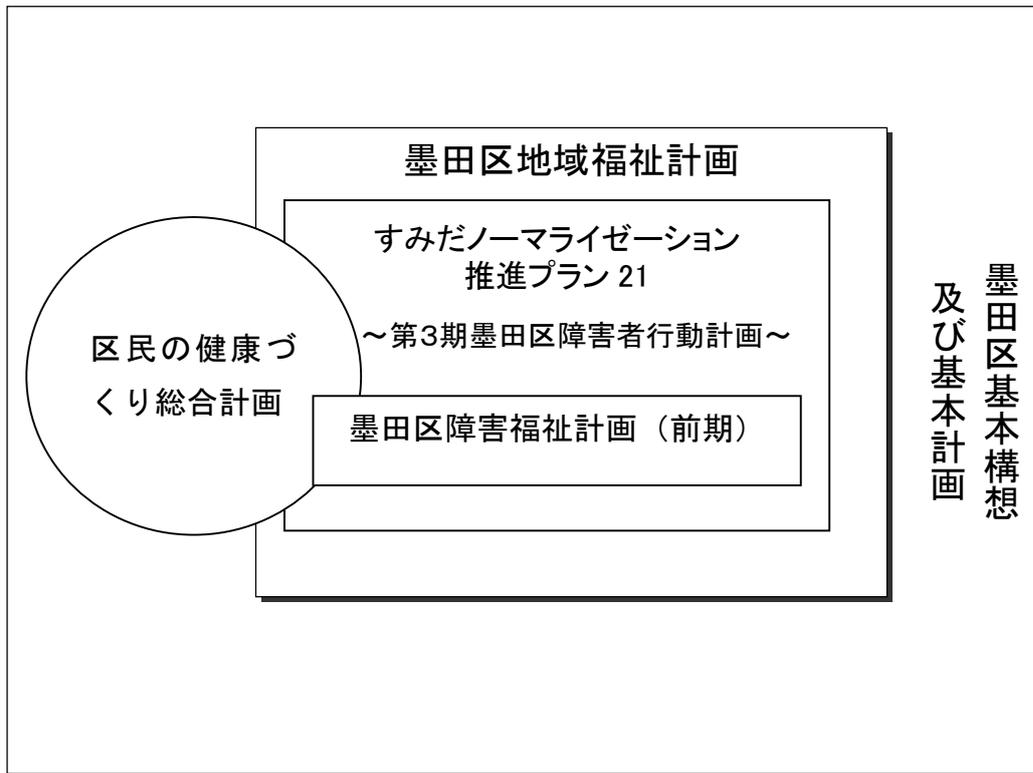
3 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害福祉サービスの円滑な実施を目的に障害者自立支援法第88条の規定により策定するものです。

また、本計画は、区のめざすべき将来像を掲げる「墨田区基本構想」及び「墨田区基本計画」

そして墨田区の福祉保健に関する基本計画である「墨田区地域福祉計画」（平成13年度から平成22年度）との整合性を保ちつつ策定されるものであり、区の障害者福祉施策の総合的なあり方を示す「すみだノーマライゼーション推進プラン21～墨田区障害者行動計画～」および「区民の健康づくり総合計画」の部分計画として位置づけられます。

なお、「墨田区基本計画」、「すみだノーマライゼーション推進プラン21～墨田区障害者行動計画～」および「区民の健康づくり総合計画」との関連については、次のとおりです。



4 計画の策定方法

本計画は、障害者団体、障害福祉関係事業者、特別支援学校、区関係職員等で構成される「墨田区地域自立支援協議会」において、協議・検討をおこなうとともに、区内における障害者団体等の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び庁内の検討組織である「墨田区地域福祉計画推進本部」と連携・調整を図りながら策定しています。

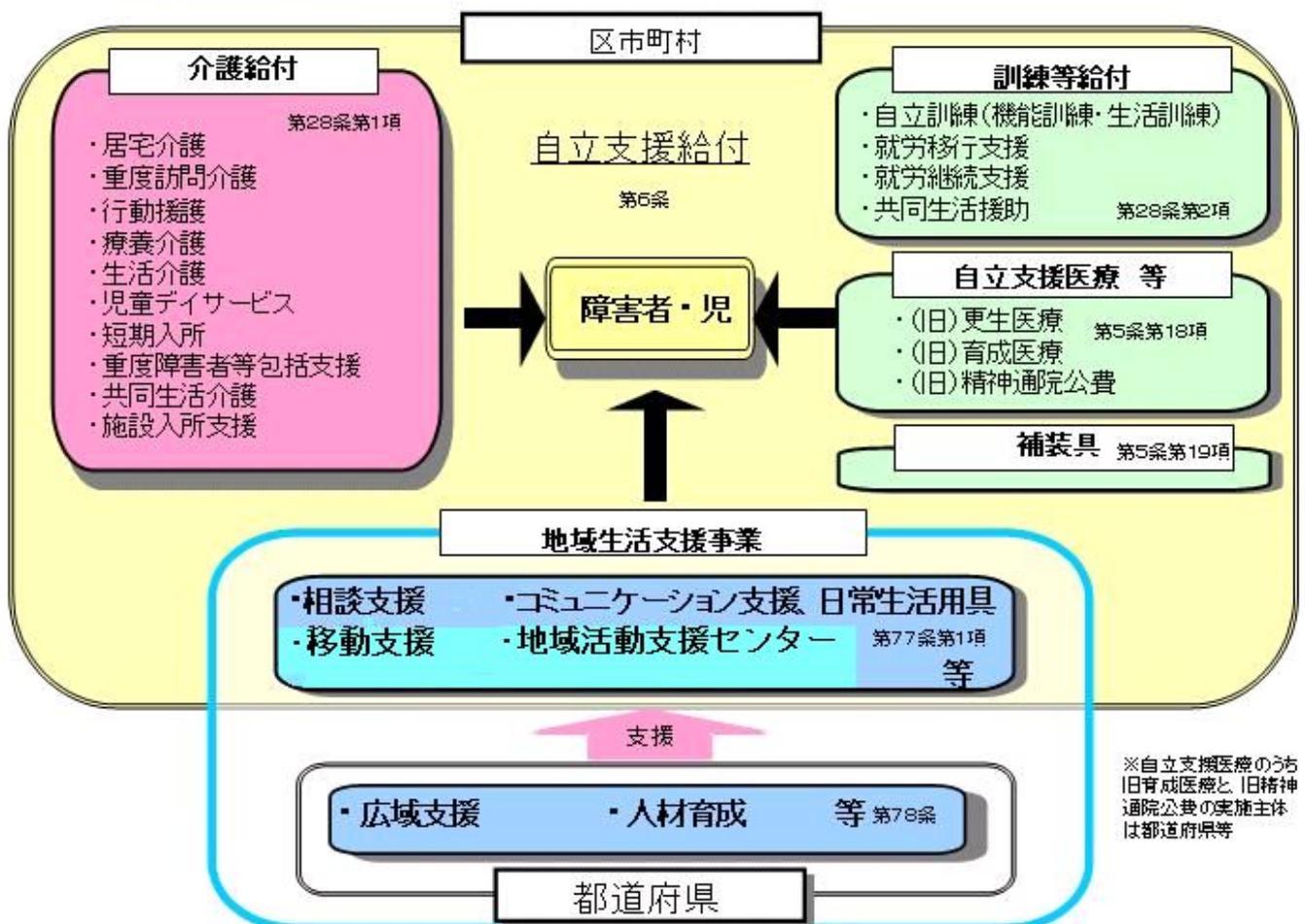
また、策定にあたっては、障害者団体との意見交換やパブリックコメント等を実施し、障害者をはじめとする区民の意見を計画に反映させるための取り組みを進めています。

5. 障害者自立支援法によるサービスの仕組み

(1) 新しい障害福祉サービスの体系

障害者自立支援法では障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、それを利用する仕組みを一元化し、施設・事業を再編します。

また、サービスは個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



※厚生労働省資料参考

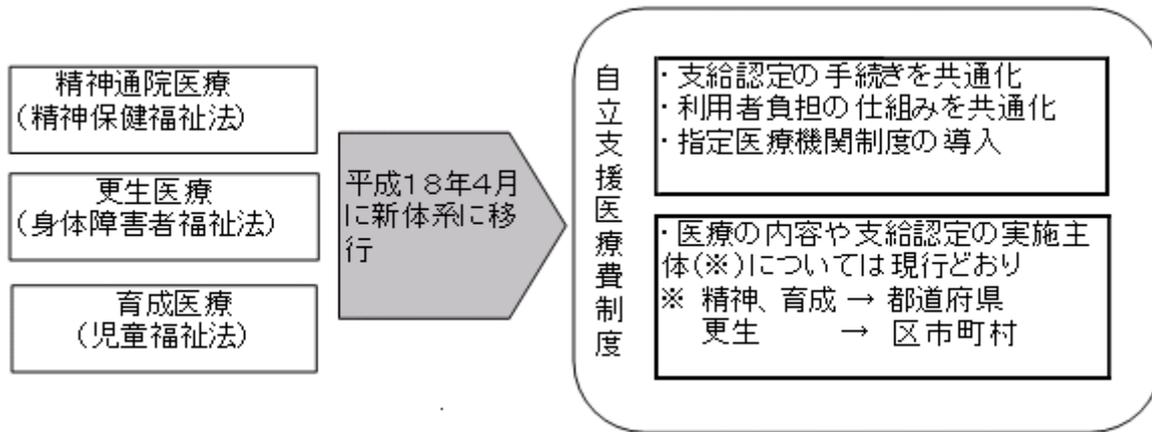
旧サービス		新サービス	
居宅サービス	ホームヘルプ (身・知・児・精)	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	デイサービス (身・知・児・精)	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	ショートステイ (身・知・児・精)	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	グループホーム (知・精)	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
施設サービス	重症心身障害児施設 (児)	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	療護施設 (身)	短期入所 (ショートステイ)	自宅で、介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	更生施設 (身・知)	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	授産施設 (身・知・精)	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	福祉工場 (身・知・精)	障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	通勤寮 (知)	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	福祉ホーム (身・知・精)	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	生活訓練施設 (精)	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します	
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です	
			介護給付
			訓練等給付
			地域生活支援事業

※ 身・・・身体障害者 知・・・知的障害者 児・・・障害児 精・・・精神障害者

「障害福祉サービス」に係る自立支援給付は、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

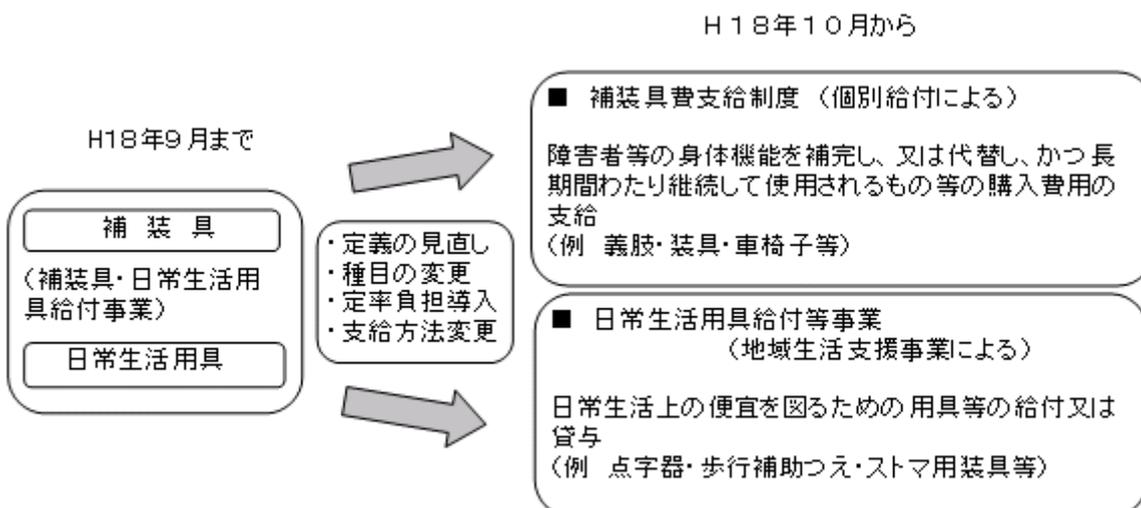
また、これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）は、平成18年4月から自立支援医療に変わりました。

平成18年10月からは、これまでの補装具給付事業と日常生活用具給付事業は、個別給付である補装具費支給制度と地域生活支援事業による日常生活用具給付等事業に再編されました。



※厚生労働省資料参考

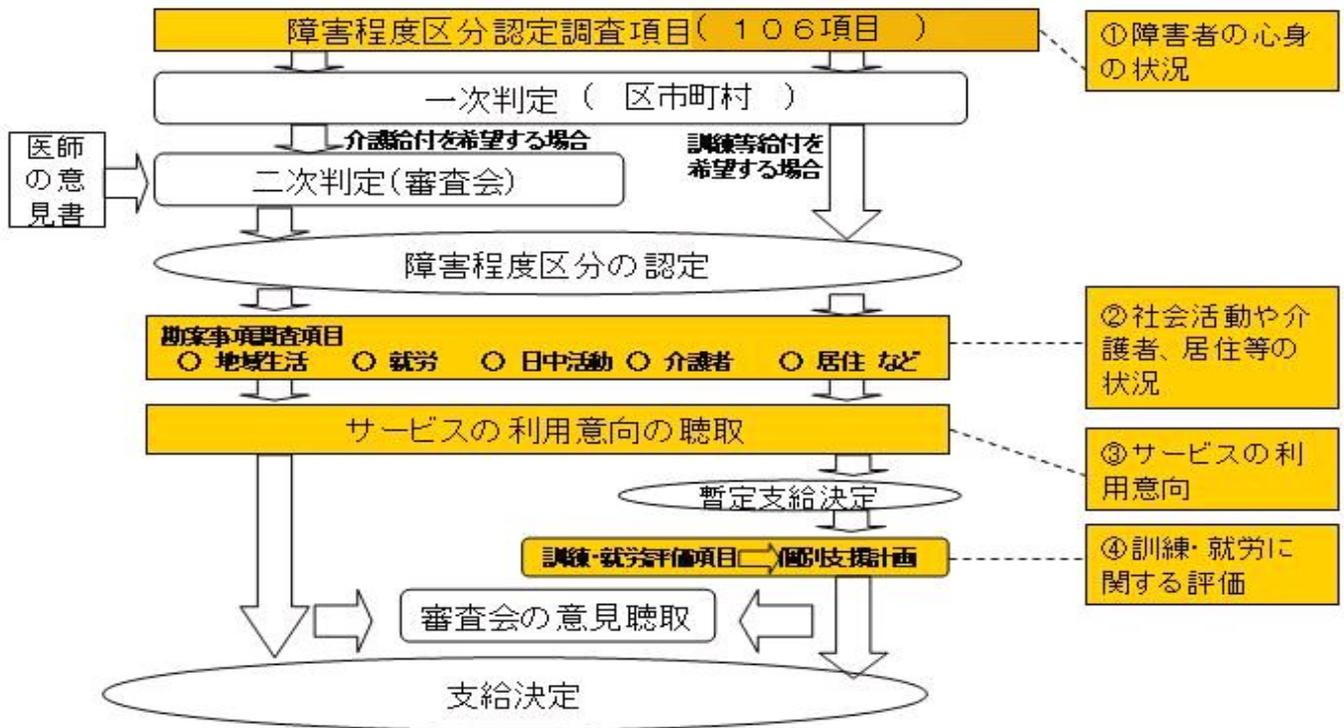
■ 補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業



(2) 支給決定までの流れ

サービスの支給決定は、障害福祉に関する有識者の方々に構成する審査会で審議された障害程度区分等を勘案してサービス内容を決定します。（訓練等給付は審査会の審査を行いません。）

障害程度区分は障害者の心身の状況等から比較的軽い介護が必要とされる区分1からもっとも介護の必要性が高いとされる区分6までの6段階に分かれています。



※厚生労働省資料参考

(3) 利用者負担の仕組み

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限額の設定）に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費の実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みとなりました。

障害者サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

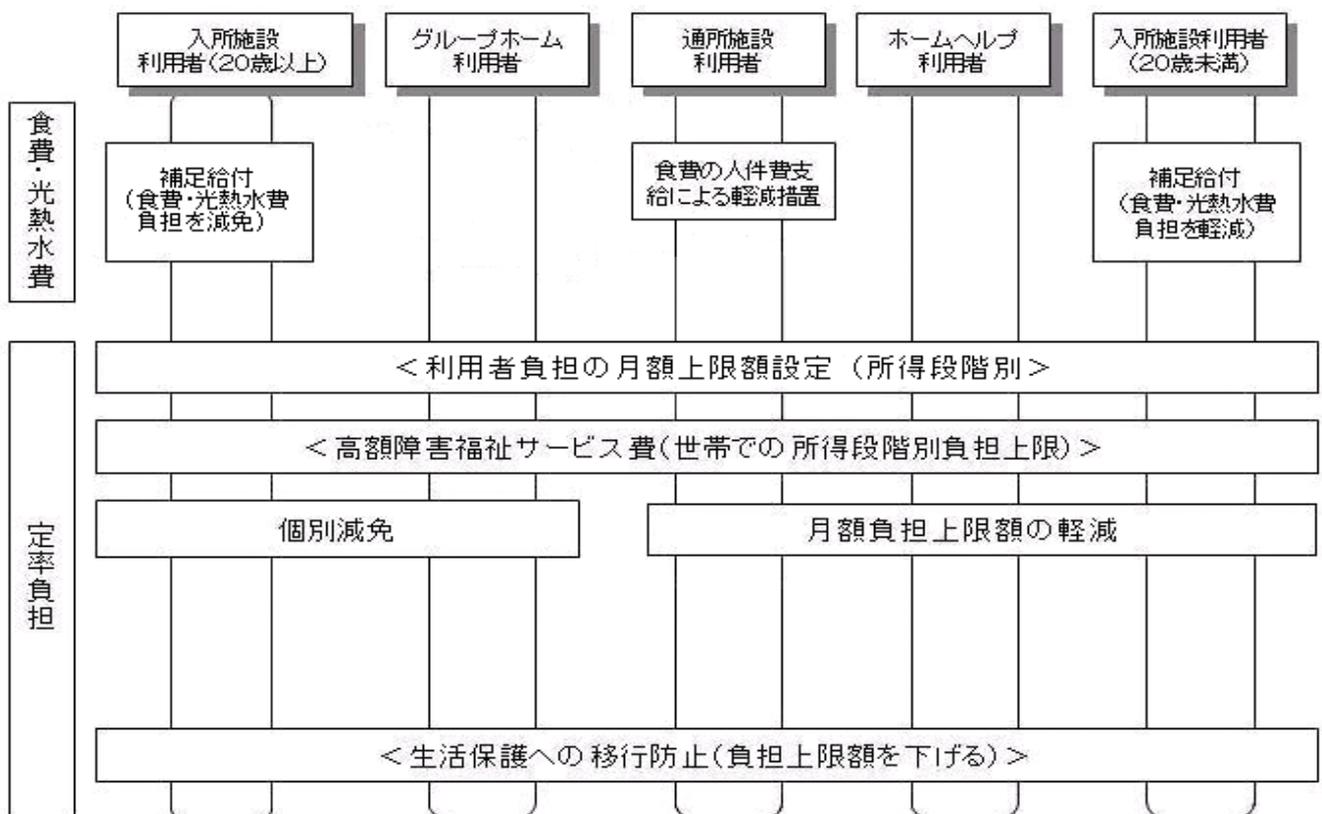
区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	区市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	区市町村民税非課税世帯（低所得1を除く）	24,600円
一般	区市町村民税課税世帯	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障害者であれば、原則、障害のある方とその配偶者となります。

また、国の制度として、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。また、平成20年7月からは利用者負担の軽減策である緊急措置がなされ、一定の資産要件等を満たした「低所得1」、「低所得2」区分の通所施設利用者の方は月額負担上限額が1,500円となるなど更なる軽減が図られています。

なお、東京都や墨田区独自の利用者負担軽減策も講じられています。

◎ 利用者負担に関する配慮措置（国制度）



※厚生労働省資料参考

◎東京都および墨田区による利用者負担の軽減策

<p>1 定率負担率の引き下げ(東京都)</p> <p>(1) 概要 ホームヘルプを利用する低所得者に対して、10%の定率負担を3%とする。</p> <p>(2) 対象 区民税非課税世帯の障害者(低所得1及び低所得2)</p>
<p>2 食費負担額の引き下げ(墨田区)</p> <p>(1) 概要 区内法内通所施設利用者に対して、食費の利用者負担額を軽減する。</p> <p>(2) 対象 生活保護世帯・区民税非課税世帯・区民税課税世帯(所得割16万円未満) : 230円 区民税課税世帯(所得割16万円以上) : 370円</p>
<p>3 自立支援給付の定率負担率の引き下げ(墨田区)</p> <p>(1) 概要 ホームヘルプ・短期入所を利用する低所得者に対して、10%の定率負担を3%・5%とする。</p> <p>(2) 対象 ①区民税非課税世帯の障害者 : 3% ②所得税非課税世帯の障害者(①を除く) : 5%</p>
<p>4 児童デイサービスの定率負担の全額軽減(墨田区・平成21年度より実施予定)</p> <p>(1) 概要 児童デイサービス利用者に対して、10%の定率負担を全額軽減する。</p> <p>(2) 対象 全利用者</p>
<p>5 地域生活支援事業の定率負担率の引き下げ(墨田区)</p> <p>(1) 概要 地域生活支援事業の移動支援事業・日常生活用具給付等給付事業・日中一時支援事業を利用する低所得者に対して、10%の定率負担を3%・5%とする。</p> <p>(2) 対象 ①区民税非課税世帯の障害者 : 3% ②区民税課税世帯の障害者 : 5%</p>

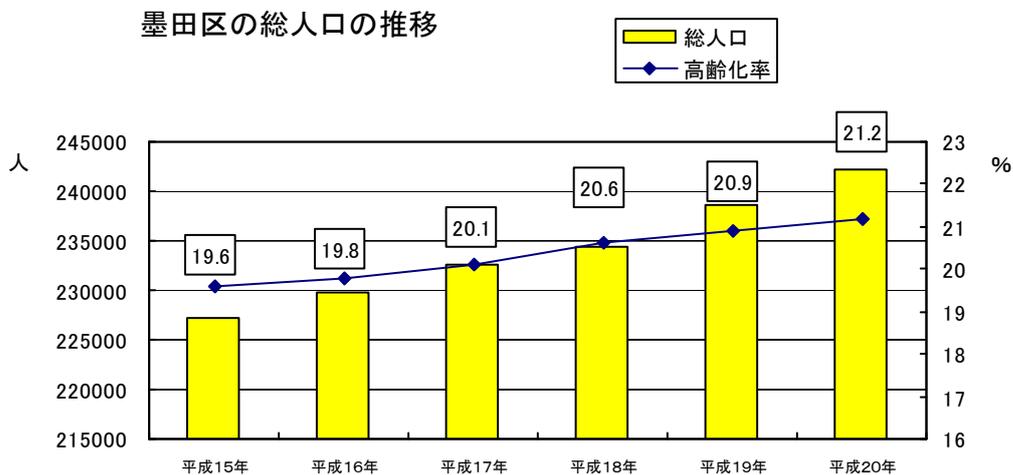
※上記軽減策については、国等の軽減措置の継続期間において実施する予定です。

II 墨田区における障害者の推移

1. 墨田区の総人口の推移

本区における総人口(外国人登録者を含む)は、近年、転入が転出を上回るとともに、外国人登録者が増加傾向にあることから、平成20年1月1日現在242,120人となっており、平成13年以降増加し続けています。

また、高齢化率(総人口に占める高齢者人口の割合)は、平成20年1月1日現在21.2%となっており、高齢化が進んでいることがわかります。



※各年1月1日現在

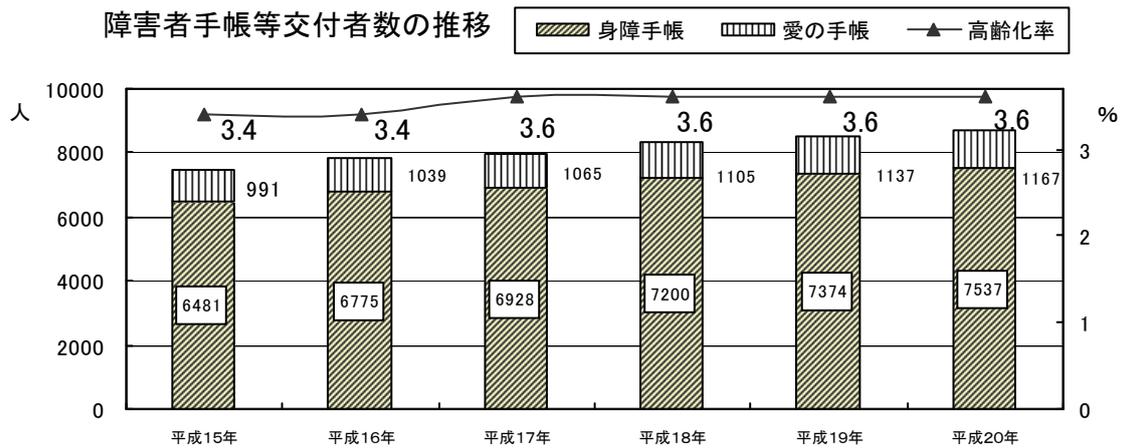
※資料:住民基本台帳人口及び外国人登録者数

(但し、高齢化率は住民基本台帳人口による。)

2. 障害者の推移

平成 20 年 3 月 31 日現在の本区における障害者手帳交付者数は、身体障害者手帳交付者約 7,537 人、愛の手帳(知的障害者の手帳)交付者 1,167 人となっており、漸増の傾向にあります。

一方、精神に障害のある人を精神障害者保健福祉手帳申請者または自立支援医療利用者の人数でとらえると平成 19 年度で 2,713 人となっており、年度によってばらつきはありますが大幅な増加傾向にあります。



※身体障害者手帳と愛の手帳(知的障害者の手帳)の重複交付者は、ていていへに訂正している。

※手帳交付者割合=手帳交付者数合計/総人口(各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳)

※資料:住民基本台帳人口、福祉保健部障害者福祉課

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療利用者数の推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
手帳のみ	32	128	338	211
手帳・自立支援医療双方	344	353	81	338
自立支援医療のみ	844	1,179	480	2,164
計	1,220	1,660	899	2,713

※自立支援医療は平成 17 年度までは通院医療公費負担制度。

※資料:福祉保健部保健衛生担当保健計画課

3. 障害の種別の推移と高齢化

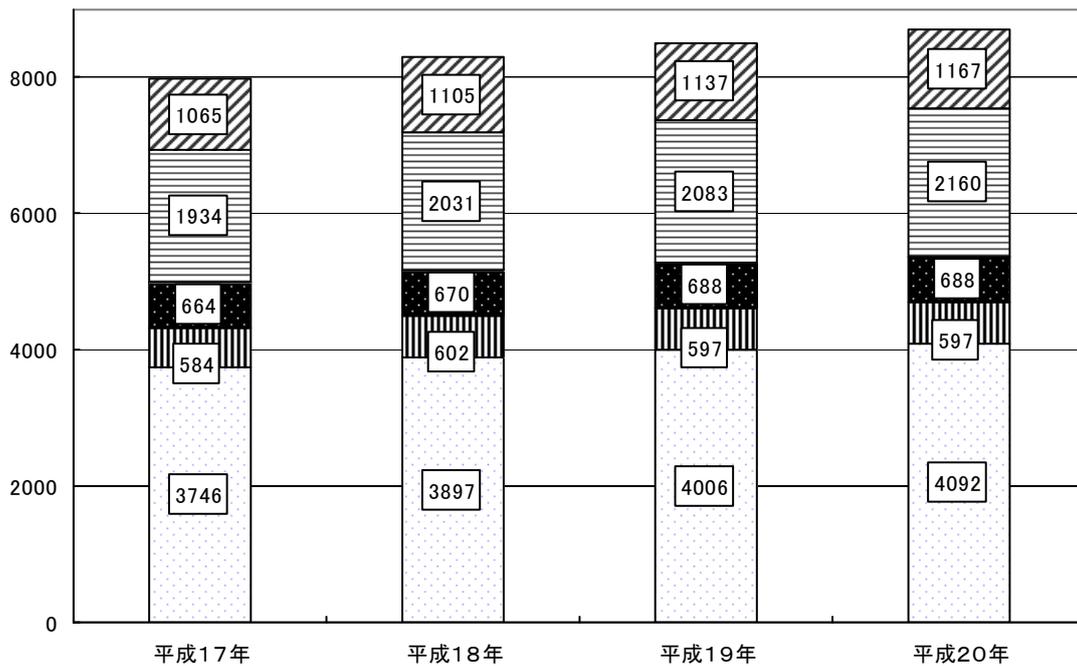
障害の種別を平成20年3月31日現在の障害者手帳の交付状況からみると、身体障害者手帳では「肢体不自由」4,092人、「視覚障害」597人、「聴覚・言語障害」688人、「内部障害」2,160人となっています。また、愛の手帳(知的障害者の手帳)は1,167人となっています。

障害の程度については、身体障害者手帳交付者においては、平成20年時点で、1～2級の障害者が3,903人と全体の半数以上を占めています。また、65歳以上の高齢者が59.5%となっており、高齢化が進んでいます。

愛の手帳交付者においては概ね全ての度数で増加傾向にありますが、中でも軽度(4度)の人の伸びが大きく、平成20年時点では平成17年時点と比べて約16%増えています。また、65歳以上の高齢者も漸増の傾向にあります。

障害の種別の推移

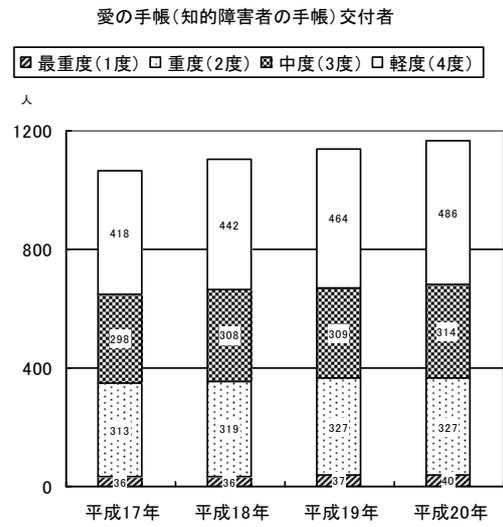
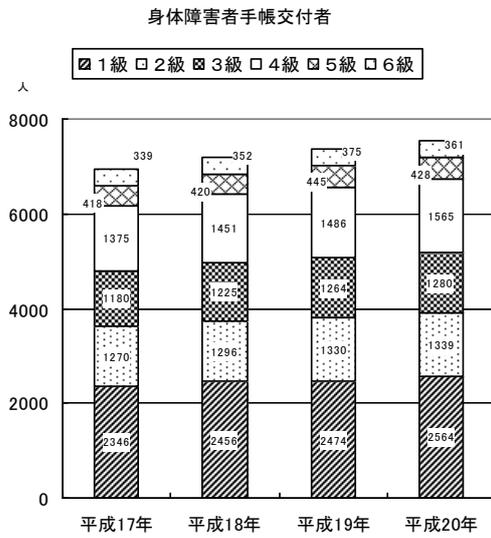
□ 肢体不自由 ■ 視覚障害 ■ 聴覚・言語 □ 内部障害 □ 知的障害



※各年3月31日

※資料:福祉保健部障害者福祉課

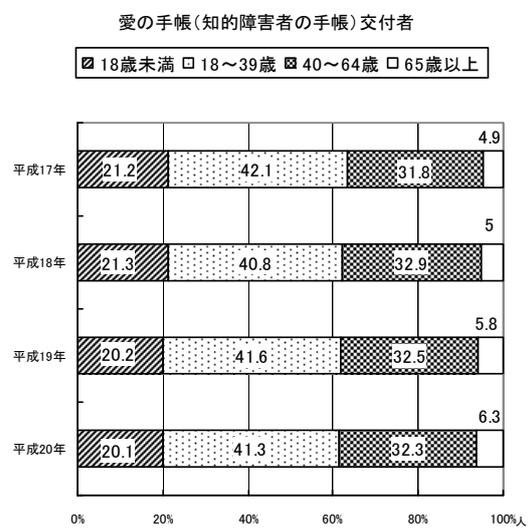
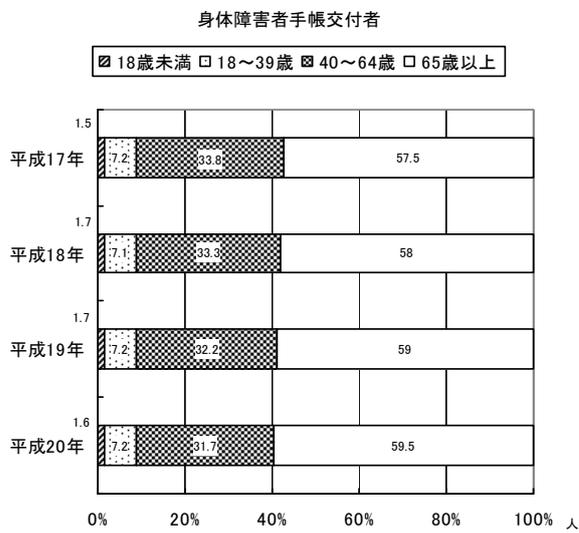
障害程度の推移



※各年3月31日

※資料:福祉保健部障害者福祉課

年齢構成



※各年3月31日

※資料:福祉保健部障害者福祉課

4. 福祉サービス利用状況

(1) 障害者自立支援法によるサービス利用状況

平成15年4月より、障害者のサービス利用の仕組みは、行政がサービス内容を決定する措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する支援費制度に移行しました。さらに、平成18年4月より順次、障害者自立支援法が施行され、障害の種別(身体障害者・知的障害者・精神障害者)にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編することになりました。

これにより支援費制度では対象外となっていた精神障害者へのサービスが障害者自立支援法によるサービスとなり、精神障害者の利用者数が増加しています。

		(人)		
身体障害	種別	平成18年	平成19年	平成20年
入所・住まいの場	居室系サービス 居室介護・重度訪問介護	144	102	99
	身体障害者入所更生施設	5	5	5
	身体障害者入所療護施設	14	12	11
	身体障害者入所授産施設	16	18	14
	施設入所支援	/	3	7
	入所・住まいの場 小計	35	38	37
通所・日中活動の場	身体障害者通所授産施設	2	3	2
	短期入所	0	3	6
	就労移行支援(養成含む)	/	3	1
	就労継続支援B型	/	0	2
	自立訓練(機能訓練)	/	0	1
	生活介護	/	1	3
	療養介護	/	8	8
	通所・日中活動の場 小計	2	18	23
合計		181	158	159

		(人)		
知的障害	種別	平成18年	平成19年	平成20年
入所・住まいの場	居室系サービス 居室介護・重度訪問介護	39	19	19
	知的障害者入所更生施設	162	158	143
	知的障害者入所授産施設	8	7	4
	通勤寮	2	2	3
	グループホーム・ケアホーム	61	68	68
	施設入所支援	/	5	18
	入所・住まいの場 小計	233	240	236
	通所・日中活動の場	知的障害者入所更生施設(通所事業)	1	0
知的障害者通所更生施設		48	56	50
知的障害者通所授産施設		147	159	160
短期入所		26	17	26
就労移行支援(養成含む)		/	1	5
就労継続支援B型		/	1	4
生活介護		/	3	19
通所・日中活動の場 小計	222	237	264	
合計		494	496	519

(人)

精神障害	種別	平成18年	平成19年	平成20年
居宅系サービス	居宅介護・重度訪問介護	33	44	51
入所・住まいの場	施設入所支援	/	1	0
	グループホーム・ケアホーム	4	4	13
	入所・住まいの場 小計	4	5	13
日中活動の場	短期入所	0	0	1
	就労移行支援(養成含む)	/	9	6
	就労継続支援B型	/	16	26
	自立訓練(生活訓練)	/	15	7
	日中活動の場 小計	0	40	40
合計		37	89	104

(人)

心身障害児	種別	平成18年	平成19年	平成20年
居宅系サービス	居宅介護・重度訪問介護	21	13	10
日中活動の場	児童デイサービス	1	0	0
	短期入所	8	4	7
	日中活動の場 小計	9	4	7
合計		30	17	17

※各年4月現在

※各施設の利用者数は、区外施設の利用を含む。

※身体障害者の「知的障害者通所授産施設」の利用は知的障害に含む。

※「居宅介護・重度訪問介護」の平成18年には移動支援、「短期入所」の平成18年には日中一時支援を含む。

資料：福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健計画課

(2) 墨田区内の施設整備・利用状況等

障害者を支援するための区内の施設の整備・利用状況を見ると、平成18年度から平成20年度の間グループホーム・ケアホームは3ヶ所増加し、日中活動の場も主として精神障害者を対象とした3施設が自立支援法内施設へ移行しています。

平成20年4月現在、通所施設、グループホーム・ケアホームの待機者はなくなりましたが、今後の特別支援学校卒業者は毎年10人台で推移することが見込まれており、また障害者の地域生活への移行の観点からも、今後ともグループホーム・ケアホーム等の生活の場、就労や日中活動の場の確保を推進していくことが求められています。

区内の障害者関連施設の整備・利用状況

種 別		施設名称	開設年	定員	利用者数
自立支援法内 通所施設	就労継続支援（B型）	ユニークエ芸	昭和 57 年	16 人	15 人
	就労移行支援	ユニークジョブサポート	平成 4 年	15 人	9 人
	自立訓練（生活訓練）	ユニークがらん堂	昭和 62 年	12 人	9 人
地域活動支援 センター	I 型（★1）	精神障害者地域生活支援センター 「友の家」	平成 12 年	-人	80 人
	II 型	ワクワク工房デイサービス	平成 16 年	20 人	16 人
その他 法外施設	旧法通所授産施設	墨田福祉作業所（★2）	昭和 53 年	60 人	53 人
	旧法通所授産施設	すみだふれあいセンター 福祉作業所（★2）	平成 5 年	60 人	59 人
	旧法通所授産施設	墨田さんさんプラザ	平成 12 年	55 人	48 人
	旧法通所更生施設	はばたき福祉園（★3）	平成元年	48 人	46 人
	小規模作業所	すみだ厚生会館（★4）	平成元年	20 人	20 人
	小規模作業所	墨田七福福祉作業所（★4）	昭和 53 年	20 人	16 人
	小規模作業所	墨田第2七福福祉作業所（★4）	昭和 56 年	15 人	15 人
	重度肢体不自由児（者） 通所訓練事業	肢体不自由児（者）通所訓練所 （★3）	昭和 53 年	22 人	26 人
	精神障害者共同作業所	隅田作業所（★2）	昭和 55 年	30 人	24 人
	精神障害者共同作業所	すみだ花工房（★2）	平成 9 年	25 人	24 人
	精神障害者共同作業所	つばさ作業所（★4）	平成 2 年	25 人	18 人
	心身障害児療育事業	みつばち園（★5）	平成元年	40 人	250 人
	心身障害児通所訓練事業	独楽の会	昭和 50 年	15 人	14 人
	心身障害児通所訓練事業	墨田こどもの家	昭和 59 年	23 人	20 人
	心身障害児通所訓練事業	サクラ子供教室	平成 10 年	9 人	9 人
	心身障害児通所訓練事業	チームひまわりっ子	平成 18 年	25 人	14 人
精神障害者ピアサポートセンター	こらーるたいとう（★2）	平成 10 年	-人	-人	

※平成 20 年 3 月 31 日現在

※各施設の利用者は、区外在住者も含む

★1：地域活動支援センター I 型以外の相談事業も行っており、利用者数はそれらを含んだ合計

★2：自立支援法内の就労継続支援（B型）に移行予定、および就労継続支援（B型）設置予定

★3：自立支援法内の生活介護に移行予定

★4：地域活動支援センターⅢ型に移行予定

★5：自立支援法内の児童デイサービスに移行予定

種 別	施設名称	開設年	定員	利用人数
短期入所（自立支援法内）	すみださんさんるーむ	平成 12 年	3 人	—
短期入所（自立支援法外）	すみだ青年の家	平成 11 年	4 人	—
	あとむ	平成 13 年	3 人	—
グループホーム・ケアホーム （自立支援法内）	きんしホーム	平成 5 年	4 人	4 人
	岡田寮	平成 6 年	5 人	5 人
	両国寮	平成 14 年	4 人	4 人
	東墨田寮	平成 15 年	7 人	7 人
	宮下荘	平成 16 年	4 人	4 人
	ジーエイチ誠和寮	平成 16 年	4 人	4 人
	たちばな荘	平成 3 年	4 人	4 人
	東あずま寮	昭和 60 年	6 人	6 人
	小村井寮	平成 15 年	6 人	4 人
	てんとう虫	平成 16 年	4 人	4 人
	かぶと虫	平成 17 年	4 人	4 人
	トモニ福祉サービス八広第一	平成 16 年	7 人	7 人
	トモニ福祉サービス八広第二	平成 16 年	7 人	7 人
	トモニ福祉サービス向島	平成 17 年	7 人	7 人
	ふるさとホーム鳩のそば	平成 16 年	2 人	2 人
	ふるさとホーム曳舟	平成 16 年	3 人	3 人
ふるさとホームパークファミリーハウス	平成 19 年	6 人	6 人	

※平成 20 年 3 月 31 日現在

※各施設の利用者は、区外在住者も含む

・施設サービス種別待機者数

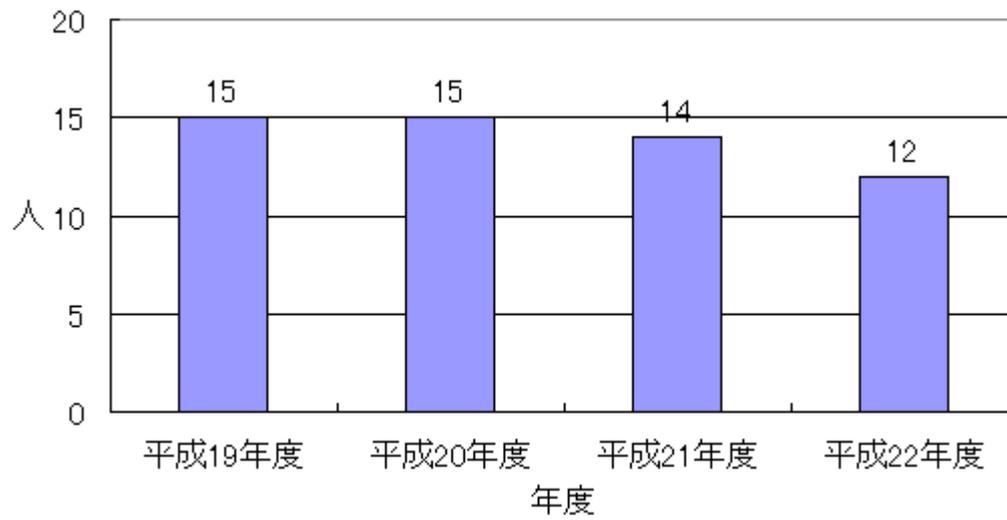
施設サービス種別		待機者数
入所施設	知的障害	11人
	身体障害	7人

※通所施設、グループホーム・ケアホームについては待機者なし。

※平成20年4月1日現在

※福祉保健部障害者福祉課

・特別支援学校(旧養護学校)等卒業予定者の推移



※福祉保健部障害者福祉課

Ⅲ 数値目標の設定

現行の福祉施設^①が新しいサービス体系への移行を完了する平成 23 年度を目標年度として、施設入所者の地域生活への移行、受入れ条件が整えば退院できる入院中の精神障害者（以下、「退院可能精神障害者」という。）の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労移行等の 3 項目について、数値目標を設定します。

なお、この章における現在値の設定は国の基本方針により墨田区障害福祉計画（前期）と同じ平成 17 年 10 月を基本とします。

1. 施設入所者の地域生活への移行

障害者施設入所者^②のうち、自立訓練等を利用し、平成 23 年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

平成 17 年 10 月時点で、墨田区では 203 人が入所施設サービス^③を利用しています。平成 23 年度末には現在の施設入所者の 1 割以上が地域生活に移行するという国の基本指針に合わせて、合計 21 人の地域生活移行者数を目標値として設定します。

一方、21 人の地域生活移行者の代わりに、入所施設待機者や障害児施設における過年齢者など真に入所施設サービスが必要な障害者の入所を促進していきます。

項目	数値	考え方
目標値（地域生活移行者数）	21 人	現入所者数の 1 割が地域生活へ移行する。
現入所者数	203 人	平成 17 年 10 月の利用者数。
平成 19 年度入所者数（実績数）	206 人	平成 20 年 3 月の利用者数。
平成 23 年度入所者数（目標値）	203 人	

※脚注①～⑩については、53 ページの「資料 2 用語(キーワード)の解説」で説明を行っています。

2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

退院可能精神障害者のうち、平成 23 年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

平成 17 年 10 月時点で、墨田区では退院可能精神障害者は 92 人（東京都の指針に基づく暫定的対象者）います。東京都の基本指針では、地域生活に移行する人の目標は暫定的対象者の 5 割以上となっていますが、平成 16 年度実施の「東京都精神保健福祉ニーズ調査結果」によると、対象者の 23%が高齢者施設への入所を希望していることを踏まえ、墨田区では 35 人を退院可能精神障害者数の減少目標値として設定します。

今後、精神障害者退院促進・地域定着支援事業などを実施することで精神障害者の地域生活への移行を進めていきます。

項目	数値	考え方
現在	92 人	平成 17 年 10 月 1 日現在の退院可能精神障害者数
目標値（減少値）	35 人	$92 \text{ 人} \times 1/2 \times 77\%$ （暫定的対象者-高齢者施設入所希望者）

3. 福祉施設利用者の一般就労移行等

（1）福祉施設利用者の一般就労移行

平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間の墨田区における一般就労移行者数は合計で 5 人（平均 1.7 人）でした。このことから、前期計画では平成 23 年度末での年間一般就労移行者の数値目標は現在値の 4 倍とする国の基本指針（都の指針は現在値の 2 倍）に合わせて $1.7 \text{ 人} \times 4 \div 7 \text{ 人}$ と設定しました。

なお、墨田区では平成 17 年度に就労支援センターを開設し、一般就労移行実績が伸びていることから、後期計画にあっては数値目標を 10 人と設定します。

項目	数値	考え方
【現在】 年間一般就労移行者数	1.7 人	平成 15～17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数：5 人／3 年 $\div 1.7 \text{ 人}$ （1 年当たり）
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	10 人	◇平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の人数： $1.7 \text{ 人} \times 4 \div 7 \text{ 人}$ ◇実績等から 3 人の増を見込む： $7 \text{ 人} + 3 \text{ 人} = 10 \text{ 人}$

(2) 就労移行支援事業利用者数

平成 17 年 10 月時点で、墨田区では 302 人が通所授産施設や小規模作業所などで福祉就労型のサービスを利用しています。このうち、就労実現性の高い 50 歳未満の身体障害者、知的障害 3・4 度の方、精神障害 3 級・通院医療のみの方の合計人数（148 人）に、今後の特別支援学校卒業生や退院可能精神障害者数等（43 人）を勘案し、平成 23 年度末までの就労移行支援事業利用者数の数値目標は、38 人（ $191 \times 0.2 \doteq 38$ ）と設定しています。

なお、墨田区では精神障害者を中心に利用実績が伸びており、また平成 23 年度に旧本所授産所跡地に就労移行支援事業所の開設を予定していることから、後期計画にあっては数値目標を 40 人と設定します。

項目	数値	考え方
【現在】 就労実現性の高い利用者数	191 人	50 歳未満の身体障害者・知的障害 3・4 度の方、精神障害 3 級・通院医療のみの利用者数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	40 人	就労実現性の高い利用者数 $\times 0.2$ ◇実績等から 2 人の増を見込む：38 人+2 人=40 人

(3) 就労継続支援（A 型）事業利用者数

平成 17 年 10 月現在、墨田区では 302 人が通所授産施設^④や小規模作業所^⑤などで福祉就労型のサービスを利用しています。また、特別支援学校卒業生などで就労継続支援事業のニーズを持つ人は増加すると考えられます。一方、墨田区には大企業による特例子会社が数社あることもあり、一般就労へとつながっていくことも考えられます。これらの特性を考慮し、通所授産施設や就労継続支援事業利用者の中から就労継続支援（A 型）事業についての目標値を定めま

項目	数値	考え方
就労継続支援事業利用者見込数	315 人	平成 23 年度見込み数
【目標値】 就労継続支援 A 型事業利用者数	10 人	就労継続支援事業利用者数全体から、墨田区 の特性を考慮して定める。

IV 指定障害福祉サービス等の必要量見込みと確保方策

ここでは各項目毎に、各年度における指定障害福祉サービス等の必要量の見込み（月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。

なお、必要見込み量については、墨田区における障害者の推移（手帳交付者割合）、前年度の実績等を勘案し、算定をしています。

1. 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援）

【サービス内容】

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【必要量見込み】

平成 20 年 3 月現在の訪問系サービス利用者数を基礎として、利用者数および利用時間の伸び等を勘案して、必要量の見込みを定めます。

墨田区では、訪問系サービスの実績時間はほぼ平準化しているものの、精神障害者を中心に利用者数が増加しています。今後、一人当たりの回数、時間の増加についてのニーズも加味して、必要量の見込みについては、前年比 4%増と推計します。

実績			
時期	実績人数	実績時間	1人当たりの時間
平成 19 年 3 月	170 人	4,127 時間	24.3 時間
平成 20 年 3 月	183 人	4,124 時間	22.5 時間

必要量の見込					
サービス種類	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援	(人分/月)
21年度	4,461 時間分				190 人分
22年度	4,638 時間分				194 人分
23年度	4,824 時間分				198 人分

【確保方策】

障害福祉施策の安定的な実施には、サービスの質と量の確保が必要となります。平成20年3月現在、区内には事業を行う訪問系サービス事業者が28事業所あります。必要量に対するサービス提供量は確保されていると考えますが、引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。

2. 日中活動系サービス

(1) 日中活動系サービス全体の見込み

日中活動系サービスは入所または通所する利用者に対して昼間に訓練、介護等を提供するサービスで、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「療養介護」、「児童デイサービス」、「短期入所」および地域生活支援事業によって行われる地域活動支援センターで提供されるサービスが含まれます。

自立支援給付としては、19年度実績を基にして、今後の需要増や施設の新体系移行^⑥、施設整備の状況等を勘案して見込んだ数から、地域活動支援センターの利用見込み数を控除した数として、必要量を見込みます。

必要量の見込	
項目	数 値
平成21年度	663 人分
平成22年度	785 人分
平成23年度	986 人分

(2) 生活介護

【サービス内容】

常に介護を必要とする人に、日中において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【必要量見込】

平成 20 年 3 月現在、墨田区では区外の施設を含めた生活介護利用者は 16 人ですが、現在旧法施設を利用して今後施設の新体系移行により生活介護の利用が見込まれる者 237 人を含めると 253 人と推計されます。

これらのことを基に、今後の利用増と施設の新体系移行を加味して下記のとおり必要量を見込みます。

必要量の見込			
項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 21 年度	1,608 人日分	86 人分	開所日数(22 日)および利用率(0.85)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成 22 年度	3,329 人日分	178 人分	
平成 23 年度	5,068 人日分	271 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」=「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

平成 21 年度に区内の知的障害者通所更生施設と自立支援法外施設の 2 ヶ所(定員計 70 人)が新体系サービスに移行する予定です。また、平成 22 年度に旧文花小学校跡地に新たな生活介護事業施設(定員 30 人)の開設を予定しています。そのほか、区外の入所施設等の新体系への移行を把握し、関係機関と調整を図ります。

(3) 自立訓練（機能訓練）

【サービス内容】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。身体障害者が対象となります。

【必要量見込】

入所施設の入所者の地域生活への移行を勘案して、必要量に見込みを定めます。平成 20 年 3 月現在、墨田区ではいずれも区外で自立訓練（機能訓練）を 1 人が利用している他、旧法の更生施設を 6 人が利用しています。今後は、旧法施設の新体系移行後は合わせて 6 人が自立訓練（機能訓練）を利用すると見込みます。

必要量の見込			
項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 21 年度	19 人日分	1 人分	開所日数(22 日)および利用率(0.85)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成 22 年度	56 人日分	3 人分	
平成 23 年度	112 人日分	6 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

入所施設の新体系への移行を把握し、関係機関と調整を図ります。

(4) 自立訓練（生活訓練）

【サービス内容】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。知的障害者または精神障害者が対象となります。

【必要量見込】

平成 20 年 3 月現在、墨田区では区内の民間事業所において 9 人が自立訓練（生活訓練）を利用しており、退院可能精神障害者のうち退院時のニーズ及び生活訓練事業の対象者と見込まれる者等を勘案して必要量を見込みます。

必要量の見込			
項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 21 年度	158 人日分	12 人分	開所日数(22 日)および利用率(0.6)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成 22 年度	158 人日分	12 人分	
平成 23 年度	158 人日分	12 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

墨田区では平成 19 年 4 月より区内民間事業所において自立訓練（生活訓練）事業を実施しており、引き続き必要量を確保していきます。

(5) 就労移行支援

【サービス内容】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【必要量見込】

平成 20 年 3 月現在、墨田区では区内民間事業所において 9 人、区外施設を含めて 12 人が就労移行支援を利用しています。旧法施設の新体系移行による増や利用ニーズの増を見込むとともに、平成 23 年度に旧本所授産場跡地に予定されている就労移行支援施設の整備による需要増を勘案して必要量を見込みます。

これにより、就労実現性の高い福祉就労系サービス利用者の 2 割が就労移行支援事業を利用する数値目標を平成 23 年度までに達成することを見込みます。

必要量の見込			
項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 21 年度	337 人日分	18 人分	開所日数(22 日)および利用率(0.85)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成 22 年度	355 人日分	19 人分	
平成 23 年度	748 人日分	40 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス供給量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」=「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

墨田区では平成 19 年 4 月より区内民間事業所において就労移行支援事業を実施しています。また、平成 23 年度に旧本所授産場跡地に新規に就労移行支援事業施設(定員 20 人予定)の整備を予定しています。

(6) 就労継続支援（A型）

【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【必要量見込】

平成20年3月現在墨田区では就労継続支援（A型）の利用者はいませんが、就労継続支援事業のニーズを持つ人の増加は見込まれます。一方、墨田区には大企業による特例子会社等が数社あり、今後もそれらへの一般就労や他のサービスの利用も相当数見込まれます。これらの特性を考慮し、就労継続支援（A型）事業についての必要量を見込みます。

必要量の見込			
項目	数値	(人分/月)	考え方
平成21年度	187 人日分	10 人分	就労継続支援事業全体のうち、A型事業の人数を求め、開所日数(22日)および利用率(0.85)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成22年度	187 人日分	10 人分	
平成23年度	187 人日分	10 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 （「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数（利用率を加味）」）			

【確保方策】

民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。

(7) 就労継続支援（B型）

【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【必要量見込】

平成 20 年 3 月現在、墨田区内において、就労継続（B型）の対象者と見込まれる者は合わせて 6 ヶ所の就労継続支援（B型）施設、知的障害者通所授産施設、自立支援法外の作業所でサービスを受けています。区外の施設を合わせた平成 20 年 3 月現在の就労継続（B型）の利用者は 29 人ですが、現在旧法施設を利用して、今後施設の新体系移行により就労継続（B型）の利用が見込まれる者 228 人を含めると 257 人と推計されられます。

これらのことを基に、旧法施設の新体系移行による増と利用ニーズの増を加味して下記のとおり必要量を見込みます。なお、就労継続事業利用者のうち 10 人は就労継続支援（A型）を利用すると見込むため、下記の必要量には含みません。

必要量の見込			
項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 21 年度	4,208 人日分	225 人分	就労継続支援事業全体のうち、B型事業の人数を求め、開所日数(22日)および利用率(0.85)を加味して一月当たりの必要量を見込む。
平成 22 年度	4,432 人日分	237 人分	
平成 23 年度	5,704 人日分	305 人分	
月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。 見込量の単位は「人日分」とする。 (「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

墨田区では旧法による通所授産施設 2 ヶ所と自立支援法外作業所 2 ヶ所が順次就労継続支援（B型）事業への移行を予定しています。平成 21 年度には民間事業者による新たな就労継続（B型）事業施設の開設を予定しています。区外事業者等とも連携して十分なサービス提供量を確保していきます。

また、利用者の工賃アップや、就労継続支援事業などの福祉就労系サービス事業所への官公需^⑦の拡大についても取り組んでいきます。

(8) 療養介護

【サービス内容】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【必要量見込】

墨田区では平成 20 年 3 月現在、療養介護事業利用者は 8 人です。今後、年に 1 人ずつの利用者の増加を見込みます。

必要量の見込		
項目	数 値	考え方
平成 21 年度	10 人分	これまでの利用実績を踏まえ、前年度比 1 人増と見込む。
平成 22 年度	11 人分	
平成 23 年度	12 人分	

【確保方策】

病院等の関係機関と調整を図りながら必要量の確保に努めます。

(9) 児童デイサービス

【サービス内容】

療育が必要な児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【必要量見込】

平成 20 年 3 月現在、墨田区内では児童デイサービスの利用はありませんが、平成 21 年度に児童デイサービスへの移行を予定している心身障害児療育施設「みつばち園」において、250 人が自立支援法外事業としてサービスを利用しています。また、平成 22 年度に旧文花小学校跡地に新規児童デイサービス施設の整備を予定しており、今後も利用者の増加が見込まれるとともに一人当たりの通所回数増も見込まれます。

必要量の見込			
項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 21 年度	540 人日分	260 人分	平成 23 年度までに以下のとおりの利用を見込む。 集団：月 4 回 200 人 月 2 回 40 人 個別：月 2 回 190 人 月 1 回 90 人
平成 22 年度	1,290 人日分	270 人分	
平成 23 年度	1,350 人日分	280 人分	
(「人日分」：月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。)			

【確保方策】

現在心身障害児療育施設として運営している「みつばち園」を平成 21 年度に新体系サービスへ移行するとともに、平成 22 年度に旧文花小学校跡地に新規施設の整備を予定しています。

(10) 短期入所

【サービス内容】

自宅で、介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【必要量見込】

短期入所の利用者数、精神障害者の利用見込み、平均利用日等を勘案して必要量を見込みます。区内の短期入所施設は、知的障害者対象の「すみださんさんる一む」が新体系サービスを行っています。

平成 19 年度利用実績は前期計画による利用見込みを上回っており、ニーズも高いことから、必要量は平成 20 年 3 月実績を基準として利用者数の伸び率を前年比 10%増として見込み、利用日数については実績を踏まえ平均月 14 日とします。

実 績	
時 期	数 値
平成 19 年 3 月	23 人(151 人日)
平成 20 年 3 月	34 人(481 人日)

必要量の見込			
項 目	数 値	(人分/月)	考 え 方
平成 21 年度	574 人日分	41 人分	平成 19 年度実績を基準とし、人数を前年比 10%増として必要量を見込む。
平成 22 年度	630 人日分	45 人分	
平成 23 年度	700 人日分	50 人分	

(「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)

【確保方策】

平成 20 年 3 月現在、区内では短期入所事業を行うサービス事業者が 1 ヶ所あります。引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、区外を含めた民間事業者等と連携して活用資源を確保するとともに基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。また、新たなニーズに応じられるように区内の事業者の育成・支援に努めます。

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助・共同生活介護

【サービス内容】

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。共同生活介護は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【必要量見込】

平成 20 年 3 月現在、墨田区では 80 人が共同生活援助・共同生活介護を利用しています。現在の利用者数に入所施設からの地域移行や退院可能精神障害者数等を勘案して、必要量を見込みます。

必要量の見込		
項目	数 値	考え方
平成 21 年度	87 人分	地域生活移行等により年 3-4 人増を見込む。また、新規事業所の開設による需要増を見込む。
平成 22 年度	110 人分	
平成 23 年度	120 人分	

【確保方策】

平成 20 年 3 月現在、墨田区内には共同生活援助・共同生活介護として運営しているグループホーム・ケアホームが 17 ヶ所あり、今後は平成 23 年度までに区内に 3 ヶ所、27 人分の知的障害者および精神障害者の共同生活援助・共同生活介護事業を行う施設の整備が予定されています。また、区外の共同生活援助・共同生活介護事業者と連携を図り、十分なサービス提供量を確保していきます。

なお、自立支援法外施設である重度身体障害者グループホームについて、設置の必要性が高いところから区内に整備していきます。

(2) 施設入所支援

【サービス内容】

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【必要量見込】

平成 17 年 10 月時点の施設入所者数 203 人を基礎として、1 割以上に当たる 21 人が地域生活に移行することを目標としますが、ケアホーム等での対応が困難な人など新規利用者数を同数の 21 人として、旧法施設の新体系への移行が完了する平成 23 年度には 203 人となるよう必要量を見込みます。

なお、この項目については、旧法入所施設の新体系移行の有無にかかわらず、施設に入所している人の全体数を必要量の見込みとします。

必要量の見込	
項目	数値
平成 21 年度	203 人分
平成 22 年度	203 人分
平成 23 年度	203 人分

【確保方策】

入所施設等の関係機関と調整を図りながら必要量の確保に努めます。

4. 相談支援

【サービス内容】

入所施設や病院から地域生活に移行する障害者や単身で生活しているために自ら福祉サービスの利用調整が困難な障害者等を対象に、自立を促すための計画的な支援をおこないます。

【必要量見込】

居宅介護事業における平成 17 年 10 月の決定者数（340 人）の 3%を福祉サービス利用調整が困難な障害者として見込みます。

必要量の見込		
項目	数 値	考え方
平成 21 年度	10 人	340 人の 3% として必要 量を見込む。
平成 22 年度	10 人	
平成 23 年度	10 人	

【確保方策】

民間居宅事業者等と調整を図りながら必要量の確保に努めます。

V 地域生活支援事業等の実施

ここでは障害者自立支援法第 77 条に基づく地域生活支援事業等について、各事業の考え方、および必要量の見込み（年間サービス提供量、移動支援事業の個別型については月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。

なお、必要見込み量については、墨田区における障害者の推移（手帳交付者割合）、実績等を勘案し、算定をしています。

1. 相談支援事業

【サービス内容】

障害者等が自立した日常生活又は社会生活ができるように、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、権利擁護のための援助を行います。

【考え方】

平成 15 年度に支援費制度が開始されたことにより、福祉サービスの利用は、障害のある人が自ら事業者や施設を選択し、契約により利用するしくみへと移行しています。これを契機に、利用者の自己決定・自己選択に基づく適切なサービス利用を支援する体制づくりや、障害や高齢のため選択や意思決定が困難で判断能力が不十分な人の権利擁護の重要性がよりいっそう高まっています。後期計画期間においても、障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、ケアマネジメント体制を整備し、相談・支援体制の充実を図るとともに、障害のある人の権利を擁護するしくみづくりなどの推進を図る必要があります。

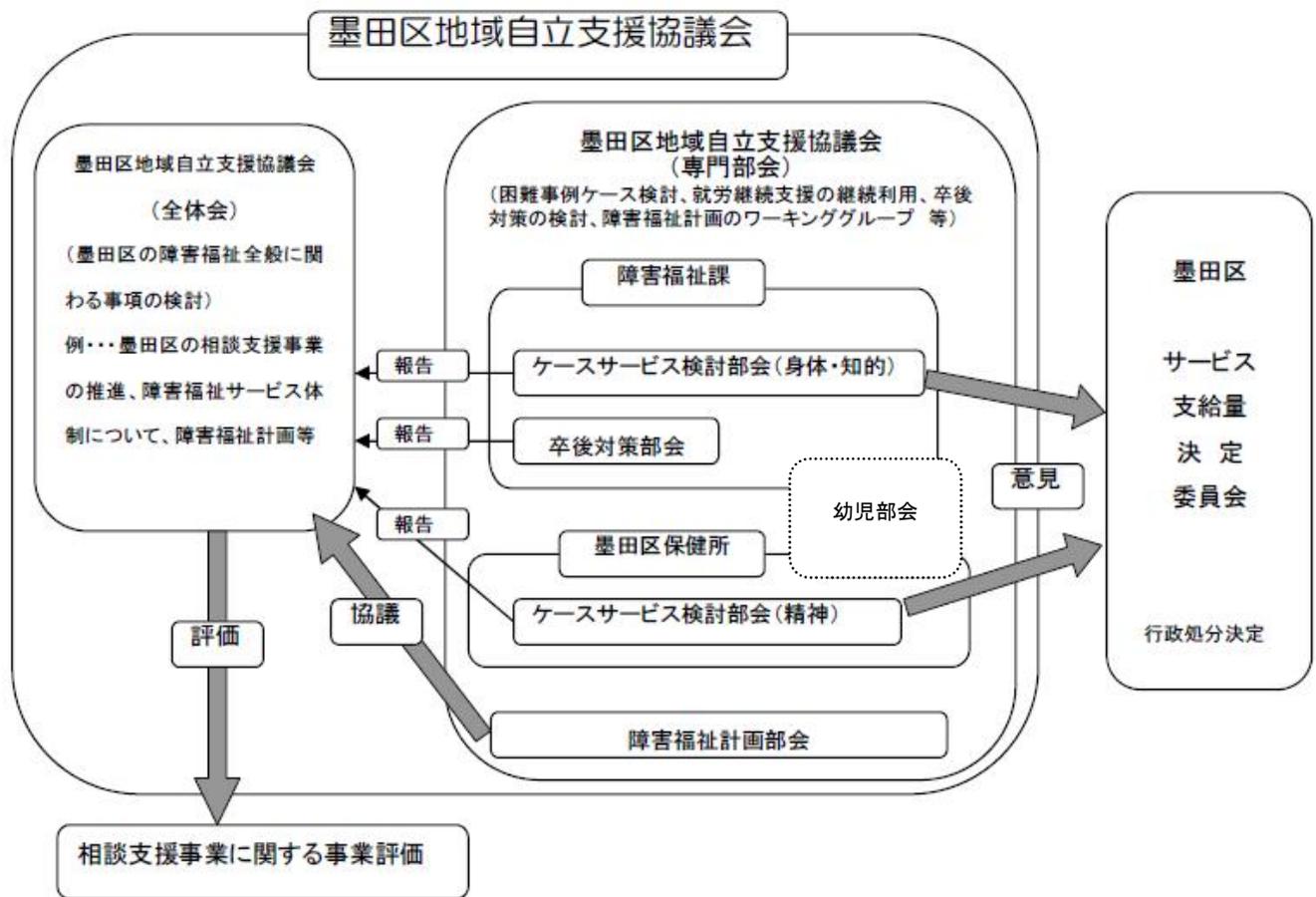
【必要量見込】

相談支援事業	21 年度	22 年度	23 年度
①相談支援事業			
（ア）障害者相談支援事業	4 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所
（イ）地域自立支援協議会	有	有	有
②市町村相談支援機能強化事業 ^⑧	有	有	有
③住宅入居等支援事業 ^⑨	有	有	有
④成年後見制度利用支援事業 ^⑩	有	有	有

【確保方策】

「障害者相談支援事業」は、区の障害者福祉課、保健センター（2ヶ所）の窓口、精神障害者地域生活支援センター「友の家」で実施し、障害のある人やその家族からの相談に応じてサービス情報等の提供や支援を行う体制づくりを後期計画期間においても推進します。

また、「地域自立支援協議会」は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場として、平成18年度に設置しました。今後とも同協議会により関連機関の一層の協力・連携を図ってまいります。さらに、協議会内に幼児部会を設置し、障害児の適切な相談支援を行うためのネットワーク構築に取り組んでいくとともに、障害者の虐待防止に向けたネットワーク構築にも取り組んでいきます。



※今後、自立支援協議会内に「幼児部会」を設置する予定です。

また、「市町村相談支援機能強化事業」、「住宅入居等支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」についても実施しており、障害者の地域生活を支援し、権利擁護を図ることに努めていきます。

2. コミュニケーション支援事業

(1) コミュニケーション支援事業

【サービス内容】

意思疎通の円滑化を図ることを目的に、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害者を対象に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

【考え方】

墨田区では、聴覚・言語機能・音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者を対象に手話通訳者派遣事業を実施しています。また、平成 19 年度からは要約筆記者派遣事業を実施しています。両事業とも事業者に委託して実施します。

【必要量見込】

墨田区では自立支援法施行以前から聴覚障害者のための手話通訳者の派遣事業を実施しており、平成 19 年度は 225 人の派遣実績（実利用者数）があります。また、平成 19 年度からは要約筆記者の派遣事業を実施しており、対象者を平成 21 年度は 42 人（実利用者数）と見込みます。今後は、この数値を基礎として、両事業とも前年比 3%増で増加するとして必要量を見込みます。

コミュニケーション支援事業	21 年度	22 年度	23 年度
手話通訳者派遣事業	239 人	246 人	253 人
要約筆記者派遣事業	42 人	43 人	45 人

【確保方策】

墨田区ではこれまでも手話通訳者派遣事業を実施しており、引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。

要約筆記者派遣事業においては平成 19 年度実績が見込み量を下回っていることから今後とも制度のPRに努めていきます。

(2) 手話通訳者養成研修事業

【サービス内容】

聴覚障害者等との交流活動の促進、自治体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術等を取得する手話通訳者の養成研修を行います。

【考え方】

コミュニケーション支援事業の円滑な実施を図るためには人材の養成が必要であることから、墨田区では手話通訳者の養成研修事業を事業者に委託して行っています。

【必要量見込】

例年3人前後が養成研修を終了しています。今後ともこの傾向は続くと考えられることから、平成21年度以降年間3人として必要量を見込みます。

奉仕員養成研修事業	21年度	22年度	23年度
手話通訳者養成研修事業	3人	3人	3人

【確保方策】

墨田区では平成20年3月現在20人が手話通訳者として登録されています。引き続き事業者と連携して十分なサービス提供量の確保を図っていきます。

3. 日常生活用具給付等事業

【サービス内容】

障害者の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するために、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

【考え方】

障害者等の日常生活上の利便を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

【必要量見込】

墨田区では自立支援法施行以前から日常生活用具給付等事業を実施しており、これまでの実績も考慮して、前期計画開始時点から前年度比約 3%増で増加するとして、必要量を見込みます。

日常生活用具給付等事業	21年度	22年度	23年度
① 介護訓練支援用具	18件	19件	20件
② 自立生活支援用具	47件	48件	49件
③ 在宅療養等支援用具	11件	11件	11件
④ 情報・意志疎通支援用具	51件	53件	54件
⑤ 排泄管理支援用具	3,936件 (328人)	4,056件 (338人)	4,176件 (348人)
⑥ 住宅改修費	26件	27件	28件

【確保方策】

今後においても、引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるように、民間事業者等と連携し、重度障害者の日常生活上の利便を図ります。

4. 移動支援事業

【サービス内容】

障害者の地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に、外出のための支援を行います。

【考え方】

移動支援事業には大きく分けて、①個別型 ②車両型があります。

個別型については、居宅介護事業における移動介護として行ってきまされたので、引き続き移動支援事業として位置づけ、事業を行っていきます。

また、車両型については、すみだふれあいセンター福祉作業所、はばたき福祉園、肢体不自由児（者）通所訓練所で運行している通所バスが該当します。今後も引き続き、移動支援事業として位置付けて事業を行っていきます。

【必要量見込】

個別型については、実績では前期計画における見込みをやや下回っていますが、今後の利用ニーズが非常に高いことから、平成 20 年 3 月実績（2,608 時間、137 人）を基礎として前年度比 10%増として必要量を見込みます。

また、車両型については、これまで、すみだふれあいセンター福祉作業所、はばたき福祉園、肢体不自由児（者）通所訓練所で実施している通所バスにおける利用実態を踏まえると共に、平成 22 年度に旧文花小学校跡地に新規開設を予定している生活介護事業施設で運行予定の通所バスの需要を勘案して見込みます。

移動支援事業	21 年度	22 年度	23 年度
① 個別型 (月間)	3,156 時間分	3,471 時間分	3,818 時間分
	166 人分	182 人分	201 人分
② 車両型	41,289 時間分	45,778 時間分	50,266 時間分
	(92 人×22 日 ×12 月×0.85×2 時間)	(102 人×22 日 ×12 月×0.85×2 時間)	(112 人×22 日 ×12 月×0.85×2 時間)
	92 人分	102 人分	112 人分
	3 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所

【確保方策】

個別型については、平成 20 年 3 月現在墨田区内 15 ヶ所（区外を含めると 29 ヶ所）の障害福祉居宅サービス事業者に委託して実施しています。引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分な

サービス提供量を確保していきます。

車両型についてもこれまでと同様、事業者に委託して実施します。また、新規生活介護事業施設の開設に伴い、新たに通所バスを運行する予定です。

5. 地域活動支援センター機能強化事業

【サービス内容】

地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	障害者に、地域の実情に応じて、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型	障害者に、地域の実情に応じて、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うとともに、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型	障害者に、地域の実情に応じて、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。人的配置や設備的な面等で、法律の要件を満たしていない小規模作業所等からの移行が想定されます。

【考え方】

これまで法外事業として実施していた事業のうち、指定サービス事業への移行が困難な事業について、その事業特性に応じて地域活動支援センター事業として位置づけ誘導を図ります。

【必要量見込】

地域活動支援センター機能強化事業	21年度	22年度	23年度
① I型	95人分	97人分	99人分
	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
② II型	20人分	20人分	20人分
	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
③ III型	88人分	88人分	88人分
	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所

【確保方策】

I型事業は平成18年度より「地域生活支援センター・友の家」で実施しています。II型事業は平成20年度より「ワクワク工房デイサービス」で実施しています。また、III型事業については、平成21年度より4事業所が自立支援法外の作業所から移行する予定です。

6. その他の事業

障害者自立支援法では、各自治体が独自の判断により、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施することができると定めています。墨田区ではこれまでに独自で実施してきた事業を下記のとおり引き続き実施していきます。

【墨田区における独自事業等】

1	日中一時支援事業
2	重度心身障害者入浴サービス事業
3	身体障害者自動車改造費助成事業
4	身体障害者緊急通報システム事業
5	心身障害者自動車運転教習費補助事業
6	心身障害者福祉電話事業
7	墨田区心身障害者福祉タクシー事業
8	重度心身障害者（児）紙おむつ等支給事業
9	心身障害者理美容サービス事業
10	寝たきり重度心身障害者（児）に対する寝具乾燥事業
11	心身障害者福祉手当支給事業（区制度）
12	心身障害者（児）緊急一時介護事業
13	特別永住者障害特別給付金支給事業
14	知的障害者緊急保護事業
15	身体障害者緊急一時保護施設の確保事業
16	卒後対策事業
17	知的障害者グループホーム（区型）等支援事業
18	心身障害者の雇用拡大を図るための施設整備助成制度
19	障害者団体法人等支援事業
20	心身障害者福利厚生事業
21	心身障害者雇用優良事業所顕彰
22	障害者問題啓発事業
23	障害者福祉大会
24	ボランティア事業
25	隅田川花火大会障害者特別観覧席開放事業
26	心身障害者（児）通所訓練補助
27	亀沢のぞみの家通所訓練所補助
28	心身障害者団体連合会補助

29	障害者福祉喫茶の運営費補助
30	短期入所施設運営補助事業費
31	知的障害者グループホーム運営補助事業
32	リフト付き福祉タクシー事業
33	重度脳性麻痺者介護事業
34	福祉のまちづくり整備事業
35	交通バリアフリー事業
36	重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成事業
37	更生訓練費等給付事業
38	高次脳機能障害の患者及び家族への支援
39	精神障害者グループホームの運営支援
40	車いす利用者の健康診断の実施
41	訪問指導の実施
42	障害児（者）歯科相談及び健診の実施
43	こころの健康相談の実施
44	精神障害者デイケアの実施
45	障害者就労支援事業

VI 障害福祉計画の実現に向けての墨田区の取り組み

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されました。この法律は、障害者や障害児の自立した日常生活と社会参加を営むことができるよう支援するとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざしています。

墨田区においては、墨田区基本計画において、安心して暮らせる「すみだ」をつくるという基本目標のもと、「障害者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる」という政策を掲げています。

本計画の後期(第 2 期)において設定した指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業についての見込み量・確保の方策は(Ⅳ・Ⅴ章)、地域の民間事業者、NPO などのサービス供給主体と一層連携をして整備をすることにより、福祉サービスの確保に努めていきます。また、新体系サービスへの移行を促進する中で、事業体系を整理し、障害福祉サービスの確保に努めていきます。

障害者(児)施設については、利用者推移を的確に判断しながら、施策達成の指標を定め、平成 23 年度までに、計画的に下記の障害者(児)施設を整備・誘致します。

また、障害者の自立を促進するため、意欲や能力のある障害者が企業などで働くことができるよう、障害者就労支援センターの機能を強化し、ハローワークなど関係機関との連携による、福祉作業所等の福祉施設から企業などへの就労移行支援体制の確立を図り、職業訓練から就職後のフォローアップまで連続した支援を積極的に展開していきます。このため、総合的な就労支援施設を整備して、支援を強化していきます。

また、福祉就労系サービス事業所利用者については、工賃が貴重な収入となっていることから工賃アップのために、墨田区をはじめ関係公共機関からの発注や事業所の生産品の購入が増えるよう努力していきます。

■ 施策の達成をはかる指標(墨田区基本計画より)

◆ 区の障害者就労支援センターを通じて就労した人数

指標とした理由: 障害者の就労状況をあらわす数値を指標としました。

現状値(平成 17 年度)

24 人/年

中間目標(平成 22 年度)

25 人/年

最終目標(平成 27 年度)

25 人/年

◆ グループホーム・ケアホームの利用者数

指標とした理由: 障害者が地域で独立した生活を送る状況を表す数値を指標としました。

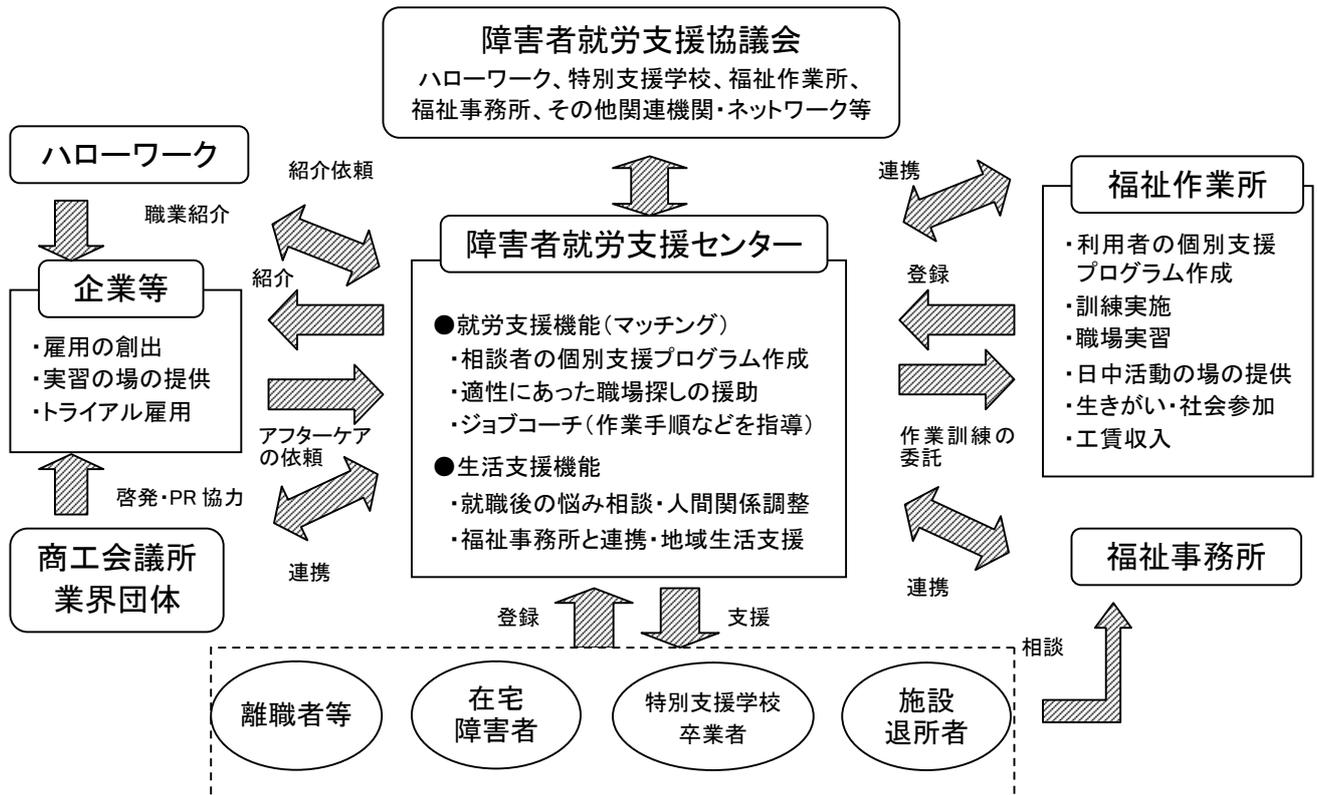
現状値(平成 17 年度)	中間目標(平成 22 年度)	最終目標(平成 27 年度)
77 人(※)	88 人	100 人

※平成 17 年 10 月時点のグループホーム及び生活寮に入所中の知的障害者と精神障害者の人数

■ 平成 23 年度までに墨田区が整備・誘致する障害者(児)施設

児童デイサービス	<p>障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。</p> <p>平成 22 年度に旧文花小学校跡地に新規開設を予定しています。</p>
生活介護	<p>常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</p> <p>平成 22 年度に旧文花小学校跡地に新規開設を予定しています。</p>
共同生活介護(ケアホーム) ・共同生活援助(グループホーム)	<p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等(共同生活介護)や、相談や日常生活上の援助(共同生活援助)を行います。</p> <p>平成 22 年度までに知的障害者対象施設 1ヶ所を誘導、整備していきます。</p>
就労移行支援	<p>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>平成 23 年度に旧日本所授産場跡地に新規開設を予定しています。</p>
就労継続支援A型	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。誘導、整備に努力していきます。</p>
重度身体障害者グループホーム	<p>自立支援法外施設の位置づけですが、設置の必要性が高いところから、区内に整備していきます。</p>

■ 墨田区障害者就労支援システム



資料1. 計画策定のための体制及び検討経過

1. 計画策定のための体制

墨田区障害者施策推進協議会、墨田区地域福祉計画推進本部および墨田区地域福祉計画推進本部幹事会、地域自立支援協議会およびその専門部会である計画部会において検討を行っています。

(参考)墨田区地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 墨田区における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の供給体制の整備並びに円滑な実施を確保し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう墨田区地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(設置)

第2条 協議会に、協議会全体会(以下「全体会」という。)及び協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(全体会の構成)

第3条 全体会は、会長、副会長及び全体会委員25人以内をもって構成する。

2 全体会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者、区職員等のうちから福祉保健部障害者福祉課長(以下「障害者福祉課長」という。)及び福祉保健部保健衛生担当保健計画課長(以下「保健計画課長」という。)が協議して選任する。

3 委員の選任は、協議事項を勘案して、全体会の開催ごとに行う。

(全体会の会長等)

第4条 全体会に会長及び副会長を置く。

2 会長は障害者福祉課長とし、副会長は保健計画課長とする。

3 会長は、全体会を統括する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(全体会の協議事項等)

第5条 全体会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 墨田区における相談支援事業に関すること。
- (2) 墨田区における障害福祉サービス体制に関すること。
- (3) 墨田区障害福祉計画の作成及び推進に関すること。
- (4) その他、会長が必要と認めること。

2 会長は、前項の規定による協議の結果について、関係機関に報告するものとする。

(専門部会の構成)

第6条 専門部会は、座長及び専門部会委員で構成する。

2 専門部会委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者及び区職員等のうちから、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については障害者福祉課長が選任し、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会は保健計画課長が選任する。両課に関わる事項の専門部会は、障害者福祉課長が保健計画課長と協議して選任する。

3 委員の選任は、協議事項を勘案して、専門部会の開催ごとに行う。

(専門部会の座長等)

第7条 専門部会には座長を置く。

2 座長は、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については障害者福祉課長とし、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会については保健計画課長とする。ただし、両課に関わる事項の専門部会の座長は、障害者福祉課長とする。

3 座長は、専門部会を統括する。

(専門部会の協議事項等)

第8条 専門部会は、次の事項を協議する。

(1) 墨田区障害福祉計画の作成及び推進に関すること。

(2) 特別支援学校生徒等の卒後対策に関すること。

(3) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項第15号に規定する就労継続支援事業の継続利用に関すること。

(4) 困難事例に関すること。

(5) その他、会長が必要と認めること。

2 座長は、前項第1号の協議結果について、全体会に連絡するものとし、前項第2号から第5号までの協議結果については全体会に連絡し、必要に応じて関係機関に報告するものとする。

(招集)

第9条 全体会は会長が招集し、専門部会は各座長が招集する。

(守秘義務)

第10条 全体会及び専門部会に参加した者は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 全体会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理をする。

2 専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については福祉保健部障害者福祉課において処理し、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会については福祉保健部保健衛生担当保健計画課が処理をする。ただし両課に関わる事項の専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課が処理をする。

(報酬)

第12条 全体会及び専門部会の委員に対し、報酬等は支給しない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成19年11月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

墨田区地域自立支援協議会委員

	所 属 等
障害者団体等の代表者	墨田区障害者団体連合会(肢体障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(視覚障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(聴覚障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(心障児者部会)
	墨田区障害者団体連合会(肢体不自由児者部会)
	特定非営利活動法人 とらいあんぐる
学校関係者	東京都立墨田特別支援学校進路担当
	東京都立墨東特別支援学校進路担当
障害福祉サービス民間事業者	肢体不自由児(者)通所訓練所
	すみだ福祉保健センター はばたき福祉園
	すみだ福祉保健センター みつばち園
	(福)原町成年寮
	(福)墨田さんさん会
	(福)おいてけ堀協会
	特定非営利活動法人 ふるさとの会
行政関係者	墨田公共職業安定所
墨田区職員	福祉保健部 障害者福祉課長
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課長
	福祉保健部 厚生課長
	福祉保健部 保健衛生担当 向島保健センター
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者福祉担当
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者企画担当
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課 保健計画担当

地域自立支援協議会(計画部会)委員

委員長	福祉保健部 障害者福祉課長
副委員長	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課長
委員	福祉保健部 厚生課長
	企画経営室 企画・行政改革担当主査
	福祉保健部 厚生課 厚生担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者福祉担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者企画担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者相談担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者在宅支援担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 墨田福祉作業所所長
	福祉保健部 障害者福祉課 すみだ厚生会館所長
	福祉保健部 障害者福祉課 すみだふれあいセンター所長
	福祉保健部 障害者福祉課 就労支援センター事業主査
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課 保健計画担当主査
福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課 保健計画担当主査	

2. 墨田区障害福祉計画作成経過

■ 墨田区障害者施策推進協議会検討経過

第 1 回	平成 20 年 11 月 14 日(金) 午前 10 時～ 区役所 123 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画中間のまとめ」について
第 2 回	平成 21 年 2 月 13 日(金) 午前 10 時～ 区役所リバーサイドホール会議室	1. 「墨田区障害福祉計画(案)」について

■ 墨田区地域福祉計画推進本部検討経過

第 1 回	平成 20 年 11 月 10 日(月) 午前 9 時 30 分～ 区役所庁議室	1. 「墨田区障害福祉計画中間のまとめ」について
第 2 回	平成 21 年 2 月 6 日(金) 午前 10 時～ 区役所庁議室	1. 「墨田区障害福祉計画(案)」について

■ 墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過

第 1 回	平成 20 年 11 月 7 日(金) 午前 10 時～ 区役所 123 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画中間のまとめ」について
第 2 回	平成 21 年 2 月 5 日(木) 午前 10 時～ 区役所 121 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画(案)」について

■ 墨田区地域自立支援協議会検討経過

第 1 回	平成 20 年 6 月 27 日(金) 午後 10 時～ 区役所 31 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画(平成 19 年度の実績報告)」について
第 2 回	平成 21 年 1 月 29 日(木) 午前 10 時～ 区役所 91 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画(案)」について

■ 墨田区地域自立支援協議会(計画部会)検討経過

第 1 回	平成 20 年 6 月 24 日(火) 午後 1 時 30 分～ 区役所 21 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画(平成 19 年度の実績報告)」について
第 2 回	平成 21 年 1 月 23 日(金) 午後 3 時～ 区役所 91 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画(案)」について

資料2 用語(キーワード)の解説

①	現行の福祉施設	旧知的障害者福祉法および旧身体障害者福祉法等に基づく指定施設支援を行なう施設。障害別、通所・入所別に、身体障害者更生施設、知的障害者授産施設などの施設体系となっている。
②	障害者施設入所者	指定施設支援を行なう施設のうち、入所型のサービスを利用している障害者。
③	入所施設サービス	旧知的障害者福祉法、および旧身体障害者福祉法に基づき行われる入所施設サービス。知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設の5つのサービスがある。
④	通所授産施設	入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を行う通所施設。
⑤	小規模作業所	人的配置や設備的な条件などから、法律に基づく施設になっていない作業所。多くは都や区の独自事業となっている。
⑥	新体系移行	支援費制度では入・通所施設でのサービスは旧身体障害者福祉法および旧身体障害者福祉法に基づき行われていたが、障害者自立支援法の施行により、平成23年度末までに順次、障害者自立支援法に基づく施設サービス体系に移行することになる。
⑦	官公需	国や公団、地方自治体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすること。国は官公需にかかる福祉施設の受注機会の増大を求めており、障害者雇用の拡大や工賃アップのため地方自治体も積極的に取り組んでいく必要がある。
⑧	市町村相談支援機能強化事業	市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士など)を区市町村等に配置する事業。専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応や、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行う。
⑨	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神障害者に対し入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業。
⑩	成年後見制度利用支援事業	知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、障害者福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行う事業。成年後見の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する。

資料3 他の計画との関係

1. 「墨田区基本計画」との関係

■ 墨田区基本計画における位置づけ

基本目標「安心して暮らせる「すみだ」をつくる」
政策 450「障害者が尊厳をもち、安心して暮らせる
しくみをつくる」

■ 心身障害児療育施設整備事業

心身障害者に対し、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行い、自立した地域生活を支援するための施設を整備します。

■ 心身障害者通所更生施設整備事業

心身障害者に対し、社会的な生活能力を高めるために必要な訓練を行い、社会的自立を支援するための施設を整備します。

■ 知的障害者グループホーム支援事業

知的障害者が住み慣れた地域社会で自立して生活できるように支援します。

■ 知的障害者通所授産施設整備事業

一般就労の困難な障害者に対し、状況に応じた仕事を提供し、あわせて社会参加を支援するための施設を整備します。

■ 墨田区障害福祉計画 における位置づけ

■ 児童デイサービス

■ 生活介護

■ 共同生活介護

(ケアホーム)

■ 共同生活援助

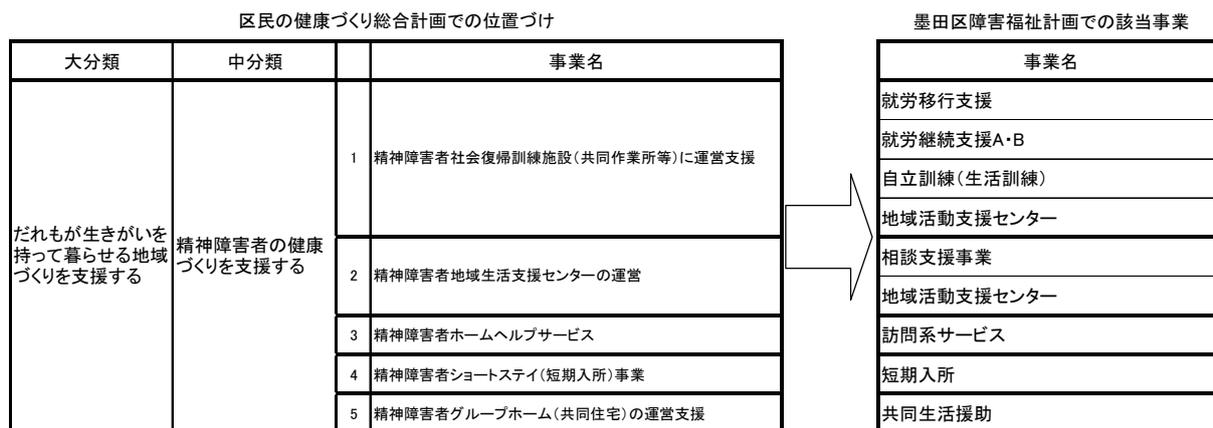
(グループホーム)

■ 就労移行支援

2. 「すみだノーマライゼーション推進プラン 21 墨田区障害者行動計画」との関係

第3期墨田区障害者行動計画(後期)での位置づけ			墨田区障害福祉計画での該当事業
大分類	中分類	事業名	事業名
地域での自立生活を支援する	自立生活の実現に向けたサービスを充実する	1 心身障害者(児)ホームヘルプサービスの実施	訪問系サービス
		2 精神障害者ホームヘルプサービスの実施	訪問系サービス
		3 難病患者等ホームヘルプサービスの実施	訪問系サービス
		5 身体障害者(児)デイサービスの充実	地域活動支援センター
		6 知的障害者デイサービスの充実	地域活動支援センター
		7 心身障害者(児)ショートステイの充実	短期入所
		8 心身障害者(児)緊急一時介護の推進	地域生活支援事業・その他事業
		9 精神障害者ショートステイの実施	短期入所
		11 重度心身障害者入浴サービスの実施	地域生活支援事業・その他事業
		12 重度心身障害者(児)紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施	地域生活支援事業・その他事業
		13 寝たきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成の実施	地域生活支援事業・その他事業
		14 心身障害者理美容サービスの実施	地域生活支援事業・その他事業
		15 視覚障害者ガイドヘルプサービスの充実	移動支援事業
		16 知的障害者ガイドヘルプサービスの充実	移動支援事業
		17 手話通訳者派遣の充実	コミュニケーション支援事業
		20 重度心身障害者(児)日常生活用具等給付・貸与の充実	日常生活用具給付等事業
		24 心身障害者福祉電話サービスの実施	地域生活支援事業・その他事業
	自己決定と選択を支える体制をつくる	25 総合相談体制の整備	相談支援事業
		26 障害者ケアマネジメント体制の整備	相談支援
		28 精神障害者地域生活支援センターの運営	相談支援事業
	安心して生活できるしくみをつくる	38 知的障害者グループホーム・ケアホームの整備支援	共同生活援助・共同生活介護
		39 身体障害者グループホーム・ケアホームの整備支援	共同生活援助・共同生活介護
		40 精神障害者グループホームの運営支援	共同生活援助・共同生活介護
		41 心身障害者入所施設の確保	施設入所支援
44 緊急通報・火災安全システムの充実		地域生活支援事業・その他事業	
47 墨田区心身障害者福祉手当(区制度)の充実	地域生活支援事業・その他事業		
健全やかな成長と健康づくりを支援する	健康づくりにむけたサービスを充実する	54 心身障害児療育事業の充実	児童デイサービス
		55 心身障害児療育施設の整備	児童デイサービス
社会参画と自己実現を支援する	就労と自己実現を支えるしくみをつくる	86 心身障害者通所訓練の充実	生活介護
		87 知的障害者の通所訓練の実施	生活介護
		88 心身障害者通所更生施設等の整備	生活介護
		89 福祉作業所の充実	就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)
		90 精神障害者社会復帰訓練施設の運営支援	就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)
	参加と交流の機会をつくる	94 心身障害者の雇用拡大を図るための施設整備助成制度のPR	地域生活支援事業・その他事業
		95 心身障害者雇用優良事業所の顕彰	地域生活支援事業・その他事業
安全・快適に暮らせるまちづくりを推進する	やさしいまちづくりを推進する	103 障害者福祉大会の実施	地域生活支援事業・その他事業
		110 ボランティアに対する支援	地域生活支援事業・その他事業
		121 心身障害者福祉タクシー制度の充実	地域生活支援事業・その他事業
	心のバリアフリーを推進する	125 身体障害者自動車運転教習費補助の実施	地域生活支援事業・その他事業
126 身体障害者用自動車改造費助成の実施		地域生活支援事業・その他事業	
		133 障害者福祉啓発事業	地域生活支援事業・その他事業

3. 「区民の健康づくり総合計画」との関係



墨田区障害福祉計画（後期・第2期）

平成21年（2009年）3月

発行：墨田区（福祉保健部）

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL (03) 5608-6578 FAX (03) 5608-6423

E-mail : SYUGAIHUKUS@city.sumida.lg.jp



墨 田 区

130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

(03) 5608-1111 (代表)